省　令

○総務省令第二十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十四日

総務大臣　原口　一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二十一第二号ロ中「位相変調であり、エネルギー拡散方式（スペクトル拡散方式を含む。）により送信するもの」を「、デジタル変調方式」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十九条、第七十条及び第八十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十四日

文部科学大臣　川端　達夫

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第二項中「三十」を「三十六」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

2　文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年文部科学省令第十八号）を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

別表第二号中「高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業」を「削除」に改める。

○農林水産省令第二十一号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行に伴い、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項第六号及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、森林法施行規則及び森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

森林法施行規則及び森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

（森林法施行規則の一部改正）

第一条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第五号中「第十三条第一項又は第六十条第一項」を「第二十条第一項又は第七十三条第一項」に改める。

（森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第二条　森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成二十年農林水産省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「第五十九条」を「第七十二条」に改める。

附　則

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第五号

積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第十九条第二項（同法第二十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令

積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「国債証券」の下に「（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条において同じ。）」を加え、「額面金額」の下に「（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。）」を加える。

第十六条第三号中「鉄道債券」を「前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が指定した社債券その他の債券」に改め、第四号から第三十三号までを削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第九十一号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）第二十六条第七号を実施するため、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十四日

総務大臣　原口　一博

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する告示

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二号中「ＳＨＡ－１」の下に「（オブジェクト識別子　一　三　一四　三　二　二六）、ＳＨＡ－２５６（オブジェクト識別子　二　一六　八四〇　一　一〇一　三　四　二　一）、ＳＨＡ－３８４（オブジェクト識別子　二　一六　八四〇　一　一〇一　三　四　二　二）又はＳＨＡ－５１２（オブジェクト識別子　二　一六　八四〇　一　一〇一　三　四　二　三）のうちいずれか一以上」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第百五十一号

北海道亀田郡七飯町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年三月二十四日

法務大臣　千葉　景子

北海道亀田郡七飯町字上軍川三百九十九番地

児玉　ミヨ

○外務省告示第百九号

平成二十二年三月二日にラマッラで、ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画の実施のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

平成二十二年三月二十四日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチ